

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>1 幸福追求権、生存権、そして財産権を保障する憲法の観点を活かす行政に（60分）</p> <p>3月11日、東日本大震災が発災して10年の節目を迎えました。一昨年には台風第19号の大豪雨により河川氾濫や土砂災害により隣接自治体では大変な被害を被りました。</p> <p>頻発する自然災害ですが、幸いにもこれまで鶴ヶ島市の被害は限定的で、「鶴ヶ島には川もない山もない災害もない」などと口の端に掛けていたものでしたが、この度の新型コロナウイルス感染症では、そのようなわけにはいきません。</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、生物起源による人の命や健康の大規模な棄損ということでは、「自然災害」の一つととらえなければなりません。</p> <p>地震、津波、風水害という自然災害は、ある特定地域に限定した形で発災し、被災地とならなかった地域からの支援も可能ですが、感染症は人の移動を介して国内外を問わず、短期間に感染症被災地にするのが特徴です。人々の健康や命を奪う人的被害だけでなく、人と人との接触を抑制するので、特に経済活動や社会活動が縮小、疲弊していくことによる社会経済的被害をもたらします。</p> <p>また、感染症災害は、他の自然災害と同じく、「地域性」と「社会性」をもっています。「地域性」とは、感染爆発といっても全国に均等に感染者が分布するわけではありません。同一都道府県でも、感染者の分布が不均等なのは、連日の報道によってもわかります。</p> <p>感染者は、特定の地域に住む住民であり、その地域での社会的・経済的関係性のなかで感染したり、クラスターが発生したりしています。このような側面から見れば、感染症については、地方自治体、そのなかでも基礎的自治体としての市区町村が大きな役割を果たさなければならないということになります。当該地域で公衆衛生、医療、福祉、教育、経済活動全体をコントロールできるのは、基本的に市町村です。</p> <p>また、この災害の「社会性」とはどういうことでしょうか。「自然災害」は、自然と人間社会が接触するところで起きます。自然現象のみによる災害はありえず、必ず社会的側面があります。ですから、災害時の対応だけではなく、その後のケア、生活・営業再建をどうするのかという事後対応が重要になります。どんな災害をみても、社会的弱者ほど被害は深刻です。避難や復興、あるいは感染症防止策が被災者や住民を苦しめることになると、「人災」「政策災害」となってしまいます。失業者</p>	市長

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>や生活保護申請者の増加、自殺者数の増加傾向をみると、「政策災害」の側面が大きくなっているといえるのではないのでしょうか。</p> <p>そこで、以下5点にわたって質問します。</p> <p>(1) 鶴ヶ島市は、地域での失業・休業状況や市民の生活実態を総合的に把握しているのでしょうか。</p> <p>(2) さらに、ウイルスに感染しない、感染しても重症化しないようにするためには地域の防疫力と免疫力を高める必要がありますが、だれが主体となってやるのでしょうか。個々の個人、家族、そして個別企業や協同組合、NPO、任意団体も当然担っていますが、個々の主体では解決できない地域共通の問題を含めて全体を把握し、被災地域への対応を公権力や財源を用いて行える主体は、都道府県であり市町村という地方自治体ではないのでしょうか。一国レベルで支えるのは国です。そして、地方自治体や国も、それを担う個々の公務員や公共サービス労働者がいなければ、「対応」することはできません。鶴ヶ島市の職員体制は、コロナ禍に対して十分に対応する力を持っているのでしょうか。</p> <p>(3) 日本国憲法第25条には、その第1項に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、第2項では、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、国に対して指示しています。国民が健康で文化的な最低限度の生活が営めるよう、国に対してこのような指示をことさらに強調しているのではないかと考えます。新型コロナウイルス感染症に対する施策では、まさにこの憲法の規定があらゆる部面で生かされなければならないのではないのでしょうか。</p> <p>鶴ヶ島市は、国の補正予算の地方創生臨時交付金などを利用して独自の支援策を実施してきましたが、国のトップによる一斉休校や緊急事態宣言発令による営業自粛要請、通勤数制限の要請では、売り上げや休業手当、休業協力金等の支給が中途半端で後手後手となって、地域経済や社会を支えてきた経済主体の経営の持続性を奪いました。また公衆衛生・医療部門に対する必要な支援をしてこなかったために、第三波の感染症被害が第一波をはるかに超えることになってしまったのではないかと考えます。市はどのように考えますか。</p> <p>(4) 以上から、狭い意味での「自然災害」だけでなく、新型コロナウイルス感染症についても、国民の幸福追求権、生存権、そして財産権を保障する憲法の観点から、地方自治体を真に公共</p>	

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>的な役割を果たすことができるように再建することが、地域の現状から求められると考えますが、今後どのような対策を考えていますか。</p> <p>(5) 約100年前のパンデミック＝スペイン・インフルエンザ（スペイン風邪）が日本でも45万人の死者を出しました。その当時の大学教授が新聞紙上で提起した復興構想「人間の復興」があらためて注目されています。同構想には、「復興事業の第一は、人間の復興でなければならぬと主張する。人間の復興とは、大災によって破壊せられた生存の機会の復興を意味する」として人間の生存が最も重要なことであることを主張したものでした。</p> <p>なかなか収束は見通せないとしても、ゼロコロナの社会は必ず来ます。その展望をもって、コロナ被害でいためられた市民の生存権、幸福追求権、財産権を保障する行政を鶴ヶ島市が確固とした決意で進めていかなければ、市民としては前途に希望をもっていけません。同時に、主権者である住民に最も身近な政治組織である地方自治体が、その本来の使命である「住民福祉の向上」を全うすることができるように、国に対して行財政など全面的な後方支援をすることを求めるべきだと考えますが、市はどのように考えますか。</p>	